

### 3. 基本方針に基づく施策

基本目標の達成に向けて、4つの基本方針の下に、次の34の施策に取り組みます。なお、この計画の策定過程において、市民意向の早期実現を図る等のため、一部の施策については、先行実施しています。

(施策体系図)

| 基本方針                                      | 施策                      |
|-------------------------------------------|-------------------------|
| <b>基本方針 1</b><br>3 R の 推 進                | 1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援      |
|                                           | 1-2) 広報機能の充実            |
|                                           | 1-3) 環境教育（学習）の推進        |
|                                           | 1-4) 市民団体等との協働          |
|                                           | 1-5) 生ごみ減量化の推進          |
|                                           | 1-6) リサイクルバンクの運営        |
|                                           | 1-7) リユース活動の情報提供        |
|                                           | 1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究    |
|                                           | 1-9) 集団資源回収の推進          |
|                                           | 1-10) 資源物収集の品目拡大の検討     |
|                                           | 1-11) 事業者の自主回収ルートの活用    |
|                                           | 1-12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供 |
|                                           | 1-13) 布類の拠点回収の拡充        |
|                                           | 1-14) 使用済小型家電の回収        |
|                                           | 1-15) グリーン購入の推進         |
| <b>基本方針 2</b><br>適正なごみ処理の確保               | 2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保    |
|                                           | 2-2) 民間処分業者の活用          |
|                                           | 2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理       |
|                                           | 2-4) 地域生活環境の保全          |
|                                           | 2-5) 事業系ごみの適正処理         |
| <b>基本方針 3</b><br>市民の視点に立った<br>ごみ処理システムの構築 | 3-1) 大型ごみ収集区分の新設        |
|                                           | 3-2) 指定ごみ袋の統合と新設        |
|                                           | 3-3) ごみ処理手数料の減免拡大       |
|                                           | 3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討 |
|                                           | 3-5) 燃やせるごみの早期収集        |
| <b>基本方針 4</b><br>経済的・効率的な<br>ごみ処理の推進      | 4-1) 施設の維持管理の推進         |
|                                           | 4-2) 収集運搬業務の一括委託        |
|                                           | 4-3) 資源物・危険ごみの同日収集      |
|                                           | 4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し   |
|                                           | 4-5) ごみ処理業務の委託拡大        |
|                                           | 4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討 |
|                                           | 4-7) リサイクルバンク利用者負担の検討   |
|                                           | 4-8) 広報誌等への有料広告掲載の募集    |
|                                           | 4-9) 新しいコスト計算手法の導入研究    |

## 基本方針 1 3 R の推進

### (広報等による教育・啓発)

#### 1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援

ごみの発生や排出を抑制するためには、ごみとなるものを持ち込まない、余分なものは買わない、繰り返し使えるものや長持ちするものを買う、修繕するなどして大事に扱うなど、市民自身のライフスタイルを見直し、行動することが求められます。

市では、これまでレジ袋の有料化によるマイバッグ持参運動など、ごみ発生・排出抑制の啓発・支援に取り組んできましたが、ごみ対策の第一ステージとして、様々な手法・場面による啓発や取り組み支援を継続していきます。

#### 1-2) 広報機能の充実

ごみ分別・排出ルールの徹底や3Rの啓発等のごみ処理に関する情報提供については、広報えべつ、分別の手引き・収集日カレンダー、ごみコミえべつ、ホームページのほか、その都度、パンフレット等を発行し、市民への周知・啓発に努めてますが、こうした市からの情報提供を重要とする市民アンケートの回答も多く、引き続き、タイムリーで見やすく分かりやすい広報に努めていきます。

#### 1-3) 環境教育(学習)の推進

##### (1) 環境教育教材等の充実

循環型社会の形成に向けた知識や行動を多くの市民に習得してもらうため、学校や自治会など様々な場面で活用できる教材・資料等を分かりやすく作成し、配布することにより、環境意識の醸成を図っていきます。

##### (2) 施設見学の充実

環境クリーンセンターやリサイクルセンター等のごみ処理施設では、従来より学校や自治会などの団体を中心として施設見学を受け入れし、毎年多くの団体に施設機能等を説明してきましたが、3Rの推進についてより広く市民に理解してもらうため、市民個人を対象としたごみ処理施設見学会を開催するなど施設見学を充実します。

##### (3) 出前講座の充実

市民のごみ減量やリサイクルの取り組みの促進については、広報やリーフレット等による情報提供も大事ですが、相対して直接に訴えかけられる出前講座方式が理解を深める上で有効です。

これまでも、生ごみ堆肥化・減量等について講座を実施してきましたが、関係団体との連携の下、自治会等への情報提供など、その充実に努めます。

#### 1-4) 市民団体等との協働

市民団体の活動は、市民や行政との連携に大きな役割を果たすだけでなく、ごみの減量や資源化の取り組みを地域全体に広げていく原動力ともなることから、こうした団体との連携をより一層深めるなど、協働に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

## (発生・排出抑制、再使用、リサイクル)

### 1-5) 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される燃やせるごみの約30%は、水分を多く含む生ごみです。食材は使い切る、食べ残しをしない、生ごみを堆肥化する、ごみに出すときは水切りするなどの取り組みにより、生ごみを減らすことができます。

市では、生ごみ堆肥化容器（ダンボール式、密閉式、コンポスター）と電気式生ごみ処理機の購入助成を市民の取り組み状況を見ながら継続していくほか、生ごみの水切りについて啓発するなど、関係団体と連携を図る中で、生ごみ減量の継続的な普及・啓発を行っています。

### 1-6) リサイクルバンクの運営

家庭で不用となったまだ使える家具類やスポーツ用品等を、希望する市民に無償で提供するリサイクルバンク事業は、「もったいない」という気持ちを大切に、不用品の地域循環により、ごみとして出されないようにするリユース事業の中心となっています。

市では、このリサイクルバンクを再利用の実践・啓発の拠点として、引き続き運営していきます。

### 1-7) リユース活動の情報提供

フリーマーケットは、古着等不用になったものでも直ぐにはごみとしない市民の自主的なリユース活動です。

市では、こうした活動が広く市民に定着するよう広報等で情報提供していきます。

### 1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究

スーパーマーケットやレストラン、コンビニエンスストア等の事業所から排出される食品残渣（動植物性残渣）は、家庭から出る生ごみ同様に水分が多く、その減量が求められます。

近年、食品残渣をごみとして排出せず、飼料化・堆肥化によって再利用する食品リサイクルループの動きが事業者間に見られますが、その処理には廃棄物としての法的側面や処理過程での悪臭発生など、地域環境への影響も危惧されることから、他市の例等を参考に、その可能性について調査研究していきます。

### 1-9) 集団資源回収の推進

自治会やPTAなど、地域の団体が自主的に取り組んでいる集団資源回収は、本市のリサイクル事業の中で主要な位置を占めています。

集団資源回収は、行政収集（資源物収集）のように収集体制や処理施設の整備といった公費負担の必要がないほか、市民間での地域協働にも一役果たしている面もあります。

市では、従前より集団資源回収に奨励金を交付して、これを推進してきましたが、今後も引き続き取り組んでいきます。

なお、近年、実施団体数は増加しているものの、回収量が減少傾向にあることから、市民

が広く回収に参加できるよう、実施団体名や回収品目等について情報提供を強化していきます。

#### 1－10) 資源物収集の品目拡大の検討

混ざれば「ごみ」、分ければ「資源」というように、リサイクルの推進にはより細かな分別が求められます。一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりでなく、市民の排出利便性を阻害する面もあり、この間のバランスが大切です。

市民アンケートでは、発泡スチロール、廃食用油、その他のプラスチック、雑紙、木・枝類等について分別収集の要望がありましたが、上記のデメリットを踏まえ、分別品目の拡大について検討していきます。

#### 1－11) 事業者の自主回収ルートの活用

リターナブルびんの回収は従前より地域の小売店で行われてきましたが、大型スーパーマーケット等では、紙パックや白色トレイ等、自店で販売した様々な商品について自主的に店頭回収しています。また、新聞店等でもこうした自主回収が見られます。

店頭回収など事業者の取り組み状況の把握に努め、その情報提供により事業者回収の活用を図っていきます。

#### 1－12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供

バイオディーゼル燃料（BDF）は、寒冷地という地理的条件の下、品質管理面からの規制もあって、現在のところ広く市民・事業者が利用し得る状況にはありませんが、特定事業所での活用が拡大しつつあることから、その推移を見守りつつ、引き続き、市内スーパーマーケット等における拠点回収について情報提供していきます。

#### 1－13) 布類の拠点回収の拡充

古着等の布類の回収は、ウエスとしての活用が可能な綿50%以上のものを中心に、フリーマーケットや集団資源回収で取り組まれているほか、市民活動センターでは常設回収が行われています。市民団体と協力しながら、今後も拠点回収の拡充を進めていきます。

#### 1－14) 使用済小型家電の回収

市では、資源リサイクルとして、レアメタル（希少金属）を回収する使用済小型家電回収モデル事業を平成21年度から北海道と連携して取り組んでいます。

回収は、年1回、イベント（えべつ消費者フェア）を活用して行っていますが、回収状況を見ながらその手法について検討していきます。

#### 1－15) グリーン購入の推進

リサイクルをより一層推進していくためには、商品の購入に当たって再生品の需要を喚起していくことも必要です。

市では従前より率先して再生品の優先購入を進めていますが、バージン原料品との品質差も小さくなってきていることから、引き続きグリーン購入を推進していきます。

## 基本方針 2 適正なごみ処理の確保

### 2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保

環境クリーンセンターは、ごみの中間処理と同時に、再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を行う本市のごみ処理の中核施設で、ごみの適正処理にはなくてはならない施設です。

現在、長期包括委託により民間事業者がその運営管理を行っていますが、市職員によるモニタリングを継続し、運転の効率化や施設の適正な維持管理に努め、安全・安心なごみ処理を引き続き行っていきます。

### 2-2) 民間処分業者の活用

火災時の多量ごみ、大型動物の死体等、環境クリーンセンターで処理が困難な特殊なごみや、公共工事等で発生する伐採木や刈草等、処理の仕方により資源化ができるものについては、現在、市内民間事業者に「一般廃棄物処分業」の許可を付与することで、その適正処理を確保するとともに、環境クリーンセンターや最終処分場への負荷を軽減しています。

当施設の特性を踏まえ、必要に応じ許可品目を拡大するなど、民間処分業者の活用を図っていきます。

### 2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち注射針など鋭利なものは、針刺し事故の発生等、収集作業時等における感染の危険性があることから、現在は、受診した医療機関等での処分を原則としています。

しかし、近年、高齢化社会の進行や医療の進歩に伴ってその種類、量とも増加しつつあることから、医療関係者との協議により、市で処理できるものと、医療機関で処理すべきものなど、その範囲の明確化により適正処理を図っていきます。

### 2-4) 地域生活環境の保全

#### (1) 不法投棄、野焼き防止の啓発・監視

不法投棄や野焼きは、法によって禁止されています。地域の生活環境保全のため、看板やのぼりによる注意喚起や広報等での啓発を継続するほか、警察や消防等の関係機関と連携し、監視を強化していきます。

#### (2) ごみステーション管理の支援

ごみステーションは利用する地域の方により管理されていますが、排出マナー違反やカラス等による飛散被害も見られます。

ごみ排出ルールの違反については、ごみを収集しない理由を記した残置シールの貼付やごみの内容確認による排出者の直接指導などとともに、広報等を通じてルールの徹底を図っています。

一方、カラス対策についても、ごみネットやカラスよけサークルの普及等、地

域と連携して取り組んでいます。今後も引き続き地域の取り組みを支援していきます。

### (3) 共同住宅入居者への排出ルールの徹底

大都市圏のベッドタウンとしての性格や学生数の多い本市の特性として、共同住宅が多い地区では入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などによりごみの排出ルールが守られていない場合も見受けられます。

ごみ排出ルールについては、地域自治会や大学と連携して説明会を開催するほか、アパート管理会社や大学生協等を通じて、専用冊子を配布するなど周知・啓発を行っていますが、今後もこうした取り組みを継続していきます。

## 2-5) 事業系ごみの適正処理

### (1) 事業所への指導・啓発

事業系ごみは、ごみの排出事業者自身に適正処理責任があります。ごみ処理方法等については、市はこれまで収集運搬許可業者を通じた日々の指導のほか、パンフレットの配布やセミナー開催等による啓発を行ってきました。

しかし、廃棄物の分別不徹底、処理ルート等の理解不足のほか、ごみ減量・リサイクルへの取り組みが進んでいない事業所も一部に見られることから、引き続き、事業系ごみの減量、リサイクル、適正処理について指導や啓発を行っていきます。

### (2) 多量排出事業所の指導強化

事業系ごみについては、週平均の排出量が500kgを超える2割の事業所で全事業系ごみの約9割を占めるという事業所アンケートの調査結果があり、多量排出事業所の排出行動がごみの適正処理に大きく影響します。

ごみの組成分析や事業所アンケートでは、認識の違い等により、産業廃棄物の混入や、逆に家庭系ごみへの排出も一部に見られることから、本市のごみ処理ルールの徹底について、多量排出事業所を中心に指導を強化していきます。

## 基本方針 3 市民の視点に立ったごみ処理システムの構築

### 3-1) 大型ごみ収集区分の新設（平成22年10月 先行実施）

これまで、ごみステーションに出せなかった最大辺が1メートルを超える大型家具類、ガスコンロなど発火の危険性があるもの、鉄アレイなど硬いかたまり状のものについて、事前の電話申込みにより、玄関先などから戸別収集する「大型ごみ」という収集区分を設けました。

以前は、収集運搬許可業者に個別に依頼するか、自ら環境クリーンセンターに持ち込まなければならず、市民にとっては経済的にも労力的にも大きな負担となっていました。新たな大型ごみ制度の下では、ごみの大きさや重さに応じて、250円、500円、1,000円のいずれかの負担で済むこととなり、排出利便性が向上しました。

大型ごみ収集の実施については、市民アンケートでも約7割の方から要望がありました。

**3-2) 指定ごみ袋の統合と新設（平成22年10月 先行実施）**

平成20年10月の分別区分の変更により、プラスチックなどの燃やせるごみが増加する一方、燃やせないごみが半減したことから、燃やせないごみ袋が使われずに残る状態となりました。

市民には袋を使い分ける手間をなくし、取扱店には保管・販売の手間を軽減し、市としても袋の作成や配布に要する費用負担を軽減するため、指定ごみ袋を統合しました。

また、世帯の少人数化等の下、ごみの少量排出についても要望があることから、指定ごみ袋の統合に合わせて5リットルの少量袋を新設しました。

**3-3) ごみ処理手数料の減免拡大（平成22年10月 先行実施）**

ごみ処理手数料の減免は、これまでは生活保護世帯に限ってその対象としてきました。しかし、今日の少子高齢化の進行の下、常時、紙おむつが必要な方への支援も福祉的観点から求められていることから、ごみ出しに伴う経済的負担の軽減として減免対象を要介護高齢者や2歳未満の乳幼児等に拡大しました。

**3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討**

近年、世帯の少人数化とともに、高齢者や障がい者の単身世帯化等により、ごみ出しが困難な要介護世帯が増加する傾向が見られます。

こうしたごみ出し困難者は、現在は、家族や民生委員などの地域の福祉活動に支えられていると思われていますが、今後その増加が予想されることから、収集方法のあり方について検討していきます。

**3-5) 燃やせるごみの早期収集**

燃やせるごみの約3割は、カラス等が狙う生ごみが占めています。ごみは朝9時までにごみステーションに出すこととしていますが、飛散防止にはその後の早期の収集が望まれます。

市民アンケートでも、早めの収集に対する要望が多く寄せられていることから、収集業務の地区割りや収集ルートなど収集体制のあり方について検討し、早期収集に努めていきます。

**基本方針 4 経済的・効率的なごみ処理の推進****4-1) 施設の維持管理の推進**

現在、中間処理が行われている環境クリーンセンターは本市のごみ処理の中核施設として、安全で安心な施設の運営管理が求められています。

運転や維持管理上の不具合を防止し、施設の優れた処理性能を発揮させるため、日々の点検、整備を継続していきます。

また、こうした施設建設には大きな財政負担を要することから、施設の安全で安定的な運転管理を維持するため長期修繕計画を策定します。

最終処分場については、環境クリーンセンターの特性から処理後の埋立て残渣は最小限に抑えられていますが、管理型最終処分場としてその安全性を引き続き確保していきます。

#### 4-2) 収集運搬業務の一括委託（平成22年10月 先行実施）

市では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの収集運搬業務については、これまで個別に業者委託を行ってききましたが、更なる効率化を図るため、大型ごみ収集を含め、行政収集に係る全てのごみ・資源物の収集運搬業務を一括して委託しました。

この一括委託により、業務量に応じた車両や人員の調整が可能となり、収集運搬業務の効率性が向上しました。

#### 4-3) 資源物・危険ごみの同日収集（平成22年10月 先行実施）

資源物については月2回の収集を、危険ごみについては月1回の収集をしていましたが、この間において曜日違いの排出が多く見られ、収集上の支障となっていました。

危険ごみの収集を資源物の収集日と同じ日としたことで、こうした支障を解消し、同時に車両の効率的な運用も可能となりました。

#### 4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し（平成22年10月 先行実施）

平成20年10月に行った分別区分の変更により、燃やせないごみの量が半減したことから、排出量に応じて、燃やせないごみの収集回数を、年末年始や引越シーズンの春先等の多量排出となる時期を除き、週1回から月2回に変更しました。

収集回数については、今後も排出量と市民利便性のバランスを見ながら、必要に応じた見直しを行っていきます。

#### 4-5) ごみ処理業務の委託拡大

市民の期待するごみ処理の推進には、これまでの業務水準や安全性を維持しつつ、市民が負担するごみ処理費用を抑制していくことが必要です。

効率的な業務執行に引き続き努めるとともに、指定ごみ袋の管理、不適正排出ごみの回収、不法投棄防止の監視パトロールなどの定型的な業務について委託の拡大を図っていきます。

#### 4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討

環境クリーンセンターでは、直接搬入される家庭系ごみや事業系ごみを有料で処理しており、その収入はごみ処理手数料合計の約3割を占めています。

当センターでのごみ処理手数料については、排出抑制や費用負担の公平化といった観点のほか、指定ごみ袋や大型ごみなどの収集ごみとのバランスも必要なことから、こうした点にも配慮しながら、そのあり方について検討していきます。

#### 4－7) リサイクルバンク利用者負担の検討

リサイクルバンクでは、不用品を無料で回収・提供しており、利用する市民にとっての利便性は高い反面、回収費用や展示・提供に係る運営費用は全て公費で賄われていることから、利用している人と利用していない人との間では公平な負担とはなっていません。

リサイクルバンク利用料など、受益者負担として利用者に一定の負担を求めることは、リユースの中心的事業である当事業の持続的な運営を確保するだけでなく、物を大事に長く使うという市民意識を広め、これを推進する上でも有効です。

リサイクルバンクの利用について、費用負担のあり方やその手法等について検討していきます。

#### 4－8) 広報誌等への有料広告掲載の募集

市では、広報えべつなど様々な広報紙面に有料広告を掲載し、広告収入を確保して経費節減を図っています。

清掃部門においても、分別の手引き、収集日カレンダーなど様々な定期広報物があり、また、指定ごみ袋は市民が必ず購入し、目にするもので広告媒体としても有効と考えられることから、こうした物への有料広告の掲載について募集を行っていきます。

#### 4－9) 新しいコスト計算手法<sup>\*</sup>の導入研究

施設の維持費等ごみ処理費が増大する今日、より低コストで良質なごみ処理サービスを提供していくためには、事業に要する費用の必要性や効率性等を全国統一的な基準を用いて比較検証していくことが必要です。国の動向や他市の状況などを見ながら、こうした新しい計算手法の導入について研究していきます。

---

<sup>\*</sup> 新しいコスト計算手法：環境省から示された標準的なごみ処理コストの計算方法（一般廃棄物会計基準）。これにより他市町村との比較や、より詳細なコスト分析などが可能になるとされている。